

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2013-223808
(P2013-223808A)

(43) 公開日 平成25年10月31日(2013.10.31)

(51) Int.Cl.

A 61 H 7/00 (2006.01)

F 1

A 61 H 7/00 322 Z
A 61 H 7/00 322 B

テーマコード(参考)

4 C 1 O O

(審査請求有 請求項の数 5 O L (全 15 頁))

(21) 出願番号 特願2013-164122 (P2013-164122)
 (22) 出願日 平成25年8月7日 (2013.8.7)
 (62) 分割の表示 特願2012-277070 (P2012-277070)
 の分割
 原出願日 平成18年8月11日 (2006.8.11)

(71) 出願人 000136491
 株式会社フジ医療器
 大阪府大阪市中央区農人橋1丁目1番22
 号
 (74) 代理人 100129159
 弁理士 黒沼 吉行
 小栗 慎一
 大阪府大阪市浪速区日本橋5丁目5番21
 号 株式会社フジ医療器内
 (72) 発明者 藤代 光明
 大阪府大阪市浪速区日本橋5丁目5番21
 号 株式会社フジ医療器内
 (72) 発明者 川島 小路
 群馬県太田市新田木崎町366 京和装備
 株式会社内
 F ターム(参考) 4C100 AD02 BA01 BB05 CA05 DA05

(54) 【発明の名称】椅子式マッサージ機

(57) 【要約】

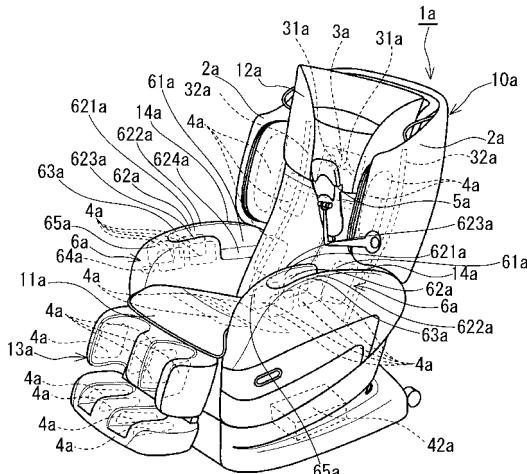
【課題】

肘掛部に施療者の前腕部をマッサージする前腕部施療機構を設けた場合に、該前腕部施療機構の立上り壁が施療者の腕部に対して不必要に圧迫して不快感をもたらすという要因を解消し、前腕部施療機構における腕部の載脱をスムーズに行えるようにすると共に、施療者が起立及び着座時に前腕部施療機構が邪魔にならずに快適に使用できる肘掛部にした椅子式マッサージ機を提供する。

【解決手段】

椅子式マッサージ機1aにおいて、肘掛部14aには、肘掛部14aの内側後方から施療者の前腕部を挿入するための前腕挿入開口部61aを有しており、前腕挿入開口部61aから延設して肘掛部14aの内部に施療者の前腕部を挿入保持するための空洞部62aを設け、空洞部62aの内部壁面621a各所に施療者の前腕部にマッサージを施すための前腕部施療機構6aを設けて構成する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

座部及び背凭れ部を有する椅子本体と、該椅子本体の両側部に肘掛け部を有する椅子式マッサージ機において、前記肘掛け部には、該肘掛け部の内側後方から施療者の前腕部を挿入するための前腕挿入開口部を開設すると共に、該前腕挿入開口部から延設して肘掛け部の内部に施療者の前腕部を挿入保持し得る空洞部を設けており、且つ、該空洞部の内部壁面各所に施療者の前腕部にマッサージを施し得る前腕部施療機構を設けた事を特徴とする椅子式マッサージ機。

【請求項 2】

前記空洞部の底面部は、施療者の前腕部を載置し得る載置面とする事ができる底面部に形成してある事を特徴とする請求項1記載の椅子式マッサージ機。 10

【請求項 3】

前記肘掛け部の上面部には、前記空洞部を隔てて施療者の前腕部を載置し得る載置面が形成されている事を特徴とする請求項1又は請求項2記載の椅子式マッサージ機。

【請求項 4】

前記肘掛け部は、椅子本体に対して前後方向に移動可能に設けられており、前記背凭れ部のリクライニング角度に応じた所定の移動量を保持しながら該背凭れ部のリクライニング動作に連動して前記肘掛け部が椅子本体に対して前後方向に移動するようにした事を特徴とする請求項1記載の椅子式マッサージ機。

【請求項 5】

前記空洞部の先端部には、前腕部施療機構の動作を停止するための安全停止スイッチを備えていることを特徴とする請求項1又は請求項2記載の椅子式マッサージ機。 20

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、肘掛け部に施療者の前腕部をマッサージする前腕部施療機構を備えた椅子式マッサージ機に関するものである。

【背景技術】**【0002】**

従来の、座部と背凭れ部、そして該座部の左右両側に肘掛け部を設けた椅子式マッサージ機において、肘掛け部の上部に前腕部施療機構を備えて、着座した施療者の腕部をマッサージする形態のものは既に存在し、市場では商品化されている。 30

【0003】

例えば、図19に示すような、前腕部施療機構を備えた椅子式マッサージ機が開示されている。すなわち、手揉機能付施療機1として、肘幅方向両側に各々立上り壁211・211を設けた肘掛け部21を椅子本体2の両側に設けており、その肘掛け部21の各立上り壁211・211間に人体手部を各々嵌脱自在で該人体手部に膨縮施療を付与し得るよう、圧縮空気給排気手段を配設して成り、施療者が着座状態で人体手部を両肘掛け部21・21上面部に安定的に保持させて、人体手部及び腕部を効率良く空圧施療する事ができるよう構成したものである。尚、肘掛け部21の前側上面部は、立上り壁211が形成されておらず、平坦になっている。 40

【0004】

さらに、前述したような左右一対の立上り壁を左右の肘掛け部の長さ方向全域に夫々設けた形態のものを図20に示す。すなわち、凹部の内壁に、人体の肢體を挿入するための空間を設けるように空気袋を夫々取着して施療部を形成し、空気袋に空気を給排気して空気袋を膨張及び収縮させる給排気装置を連通して設けてなるエアーマッサージ機3を、椅子20の肘掛けの上部全域に設けた構成である。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

10

20

30

40

50

【特許文献1】特開2003-180773号公報(第7頁、図11)

【特許文献2】特開2001-037829号公報(第3頁、図2)

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

ところで、従来の図20に示すような、肘掛け部の長さ方向全域に前腕部施療機構として左右一対の立上り壁を設けた椅子式マッサージ機は、手部及び前腕部の広範を同時にマッサージする事ができて便利であるが、施療者の肘関節付近にまで該各立上り壁が形成されているため、図18に示すように、上腕部内側の肘関節付近を施療者側である内側立上り壁623が圧迫して、施療者に不快感を与えたたり、また、前腕部施療機構における腕部の離脱行為を妨げたりするなどの欠点があった。特に、施療者の身長が低くて小柄である程、内側立上り壁623による圧迫が大きくなると考えられる。

【0007】

また、着座した施療者が立ち上がる際、或いは着座する際ににおいて、通常は肘掛け部の前端部を手で掴んで体重を掛けるのであるが、図20に示す形態の椅子式マッサージ機は、肘掛け部の前端部にまで左右の立上り壁が形成されているため、肘掛け部の前端部の上面部が開口された形態となり、そのような部分に体重を掛ける事は困難であった。

【0008】

一方で、左右一対の立上り壁を設けた椅子式マッサージ機において、図19に示すような肘掛け部の前側上面部に該立上り壁が形成されず、平坦になった部分を有する構成のものに関しては、該平坦になった部分を手掛け部として体重を掛ける事ができるのであるが、左右一対の立上り壁間に形成される凹部の底面部と、該手掛け部の平坦になった部分と同じ高さの同面であるため、手掛け部を掴んで立ち上がろうとする際、前述した図18に示すのと同様、内側立上り壁623によって上腕部内側の肘関節付近が圧迫を受け、その付近と共に前腕部の内側が摺擦されながら、凹部から腕部が離脱する事になり、この場合も施療者に対して不快感を与えるものとなると考えられ、解決すべく問題となっていた。

【0009】

そこで、本発明は、上記問題点を解消する為に成されたものであり、施療者の腕部に対し、前腕部施療機構の立上り壁が不要に圧迫して不快感をもたらす要因を解消し、前腕部施療機構における腕部の離脱をスムーズに行うよう構成すると共に、前腕部施療機構を有していても施療者が起立及び着座を快適に行う事ができるよう構成した椅子式マッサージ機を提供する事を目的とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0010】

すなわち、本発明の椅子式マッサージ機は、座部及び背凭れ部を有する椅子本体と、該椅子本体の両側部に肘掛け部を有する椅子式マッサージ機において、前記肘掛け部には、該肘掛け部の内側後方から施療者の前腕部を挿入するための前腕挿入開口部を開設すると共に、該前腕挿入開口部から延設して肘掛け部の内部に施療者の前腕部を挿入保持し得る空洞部を設けており、且つ、該空洞部の内部壁面各所に施療者の前腕部にマッサージを施し得る前腕部施療機構を設けた構成ものである。

【0011】

また、本発明の椅子式マッサージ機は、前記空洞部の底面部を、施療者の前腕部を載置し得る載置面とする事ができる底面部に形成してある構成にする。

【0012】

さらに、本発明の椅子式マッサージ機は、前記肘掛け部の上面部に、前記空洞部を隔てて施療者の前腕部を載置し得る載置面が形成されている。

【0013】

また、本発明の椅子式マッサージ機は、前記肘掛け部を、椅子本体に対して前後方向に移動可能に設けられており、前記背凭れ部のリクライニング角度に応じた所定の移動量を保持しながら前記背凭れ部のリクライニング動作に連動して前記肘掛け部が椅子本体に対して

10

20

30

40

50

前後方向に移動するように構成している。

【0014】

さらに、本発明の椅子式マッサージ機は、前記空洞部の先端部に、前腕部施療機構の動作を停止するための安全停止スイッチを備える構成にしている。

【発明の効果】

【0015】

よって、本発明の椅子式マッサージ機は、肘掛け部に、肘掛け部の内側後方から施療者の前腕部を挿入するための前腕挿入開口部を有しており、該前腕挿入開口部から延設して肘掛け部の内部に施療者の前腕部を挿入保持するための空洞部を設け、該空洞部の内部壁面各所に施療者の前腕部にマッサージを施すための前腕部施療機構を設けた構成のものであるため、前腕部に対する不必要な圧迫や摺擦をもたらす要因がなくなる。よって、前腕部施療機構におけるスムーズな前腕部の離脱が可能となり、施療者が起立及び着座を快適に行う事ができる。

10

【0016】

また、前記空洞部の底面部を、施療者の前腕部を載置しうるための載置面として形成する事により、前記前腕部施療機構を使用しない場合でも、肘掛けとして該空洞部に前腕部を載置する事ができる。

【0017】

さらに、前記肘掛け部の上面部に、前記空洞部を隔てて施療者の前腕部を載置しうるための載置面を形成する事で、前記空洞部の底面部より高い位置の肘掛けとして前腕部を載置する事ができ、特に身長の高い施療者にとって便利である。

20

【0018】

また、前記肘掛け部は、椅子本体に対して前後方向に移動可能に設けられており、前記背凭れ部のリクライニング角度に応じた所定の移動量を保持しながら前記背凭れ部のリクライニング動作に連動して前記肘掛け部が椅子本体に対して前後方向に移動するよう構成する事により、背凭れ部のリクライニング角度に関係なく、肘掛け部に設けた前記前腕部施療機構における前腕部の位置が可及的に変わらないようにする事ができ、安定した前腕部に対するマッサージを行う事ができる。

【0019】

さらに、前記空洞部の先端部に、前腕部施療機構の動作を停止するための安全停止スイッチを備える事により、施療者が椅子本体から即座に離れて避難する必要が生じるなどの緊急事態において、前記前腕部施療機構により施療者の前腕部などの肢体が拘束されていたとしても、指先で安全停止スイッチを操作して、直ちに前腕部施療機構から前腕部を離脱する事ができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0020】

【図1】本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す斜視図である。

【図2】本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す使用時の斜視図である。

【図3】本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す使用時の右側面図である。

40

【図4】本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す使用時の右側面図である。

【図5】本発明の椅子式マッサージ機における背凭れ部の一実施形態を示す横断面説明図である。

【図6】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す使用時の平面説明図である。

【図7】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す縦断面説明図である。

【図8】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す縦断面説明図である。

【図9】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す縦断面説明図である。

50

【図10】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す縦断面説明図である。

【図11】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す縦断面説明図である。

【図12】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す縦断面説明図である。

【図13】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す斜視説明図である。

【図14】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す斜視説明図である。

【図15】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す斜視説明図である。

【図16】本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す斜視説明図である。

【図17】本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す使用時の部分正面説明図である。

【図18】従来技術を示す参考図である。

【図19】従来技術を示す参考図である。

【図20】従来技術を示す参考図である。

【発明を実施するための形態】

【0021】

以下に、本発明の椅子式マッサージ機を、図面に示す一実施形態に基づきこれを詳細に説明する。図1は本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す斜視図であり、図2は本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す使用時の斜視図であり、図3及び図4は本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す使用時の右側面図であり、図5は本発明の椅子式マッサージ機における背凭れ部の一実施形態を示す横断面説明図であり、図6は本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す使用時の平面説明図であり、図7乃至図12は本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す縦断面説明図であり、図13乃至図16は本発明の椅子式マッサージ機における肘掛け部の一実施形態を示す斜視説明図であり、図17は、本発明の椅子式マッサージ機の一実施形態を示す使用時の部分正面説明図であり、図18乃至図20は従来技術を示す参考図である。

【0022】

すなわち、本発明の椅子式マッサージ機は、図1乃至図3の実施形態で示したように、施療者の臀部または大腿部が当接する座部11a、及び施療者の背部が当接する背凭れ部12aを有する椅子本体10aと、該椅子本体10aの両側部に肘掛け部14aを有する椅子式マッサージ機1aであり、前記背凭れ部12aは、座部11aの後側にリクライニング可能に連結されると共に、座部11aの前側に上下方向へ搖動可能に連結した足載せ部13aを設け、また、背凭れ部12aの左右両側に前方に向かって突出した側壁部2aを夫々配設している。

【0023】

図1に示すように、前記背凭れ部12aには、その中央部に左右一対の施療子31aを備えた昇降自在の施療子機構3aを設けている。該施療子機構3aは、背凭れ部12aの内部左右に設けた左右一対のガイドレール32aに沿って背凭れ部12aの上端から下端にかけて昇降するようにしている。

【0024】

前記施療子機構3aは、モータ等を駆動源として前記左右一対の施療子31aを作動させる機械式のマッサージ機構であり、前記背凭れ部12aに凭れた施療者の首部、背部、腰部、臀部等の背面全域を、たたき、揉み、ローリング、振動、指圧などの多様な形態で施療するようにしたものである。

10

20

30

40

50

【0025】

また、前記椅子式マッサージ機1aの各所定の位置には、空気の給排気により膨縮を繰り返す事が可能な膨縮袋4aを夫々埋設している。該膨縮袋4aは、エアーコンプレッサー及び各膨縮袋4aに空気を分配するための分配器等からなる空気給排装置42aによる給排気により膨縮動作を行うようにしてあり、該空気給排装置42aは前記座部11aの下部空間に配備している。

【0026】

前記空気給排装置42aによる前記各膨縮袋4aの膨縮動作によって、施療者の所定の施療部位を押圧、指圧等を実施する事ができるものであり、また、複数の膨縮袋4aを対となるよう対設させた場合には、挾圧等の施療も行う事ができ、更に、各膨縮袋4aを膨張状態に保つようにした場合は、施療者の所定の部位を一定の時間保持する事も可能としている。

10

【0027】

また、前記椅子式マッサージ機1aには、前記背凭れ部12aの左右上部及び左右下部に夫々膨縮袋4aを適宜に適数設けられるものであり、これら膨縮袋4aを適位置に配設することより、施療者の背中及び腰部を押圧、または左右両側から挾圧するような施療を行うよう構成することができる。

【0028】

また、前記座部11aには、後部側に臀下部用、また腿部用の膨縮袋4aを夫々埋設して、主に下方から上方に押圧する施療を行うようにしている。

20

【0029】

前記足載せ部13aは、施療者の脛部及び足先部を夫々嵌入させる左右一対の凹部を夫々形成したものであり、各凹部に膨縮袋4aを左右一対として対設するよう配設させて、凹部内部で施療者の脛部及び足先部に対する挾圧施療を実施するようにしている。

30

【0030】

前記背凭れ部12aに設けた左右の側壁部2aは、座部11aに着座した施療者の肩または上腕側方となる位置に配設しており、図5に示すように、該左右の側壁部2aの内側面には夫々左右方向に重合した膨縮袋4aを並列状態に埋設している。これら重合した膨縮袋4a・4aはその基端部のみを側壁部2aの基端部に取り付けているため、膨張時には重合した膨縮袋4a・4aが扇状に広がって施療者の身体側部を挾圧しつつ、身体前方まで覆うようになる。

【0031】

よって、前記左右側壁部2aの前記膨縮袋4aは、膨縮動作により身体側部を施療する事ができるだけでなく、一定の時間において膨張状態を保ちながら、施療者の身体が前記背凭れ部12aから離れないようにしっかりと保持する事ができ、図5に示すように施療者の身体を固定したままの状態で前記施療子機構3aの前記施療子31aによる背部からの施療を効果的に受ける事が可能となるのである。

30

【0032】

本発明の椅子式マッサージ機1aは、図1及び図6に示すように、前記肘掛部14aに、前記肘掛部14aの内側後方から施療者の前腕部を挿入するための前腕挿入開口部61aを有しており、また、該前腕挿入開口部61aから延設して肘掛部14aの内部に施療者の前腕部を挿入保持するための空洞部62aを設けている。

40

【0033】

さらに、前記椅子式マッサージ機1aは、前記空洞部62aの内部壁面621aの各所に施療者の前腕部にマッサージを施すための前腕部施療機構6aを設けて構成している。

【0034】

前記空洞部62aは、前記肘掛部14aの幅方向左右に夫々設けた外側立上り壁622a及び内側立上り壁623aと、底面部624aとから形成しており、該外側立上り壁622a及び内側立上り壁623aの前記各内部壁面621aに、前腕部施療機構6aを設けている。尚、適宜底面部624aにも該前腕部施療機構6aを設ける事ができる。

50

【0035】

前記底面部624aは、施療者の前腕部を載置しうるための載置面として形成されている。該底面部624aに手部や前腕部を載置した状態で、前腕部施療機構6aによる施療を実施できるようにしている。

【0036】

前記前腕部施療機構6aは、前記膨縮袋4aからなる形態のものでもよく、図6及び図7に示すように、施療者の手部と前腕部に対し夫々挟圧マッサージが行えるように、前記空洞部62aの長さ方向前後に左右一対の膨縮袋4a・4aを夫々設ける事ができる。すなわち、空洞部62aの長さ方向前側に設けられた前記左右一対の膨縮袋4aは、手部に対応し、また空洞部62aの長さ方向後側に設けられた前記左右一対の膨縮袋4aは、前腕部に対応するよう構成する事ができる。

10

【0037】

さらに、手部に対応した前記左右一対の膨縮袋4aと、前腕部に対応した左右一対の前記膨縮袋4aとを、同時に、または交互に膨縮させるようにする事により、変化に富んだマッサージが実現できる。

【0038】

前記肘掛部14aの上面部には、前記空洞部62aを隔てて施療者の前腕部を載置しうるための載置面63aが形成されている。よって、施療者が前腕部施療機構6aによる施療を所望しない時に、該載置面63aに前腕部を載置しておく事ができる。該載置面63aは、前記底面部624aの位置より高いので、身長の高い施療者にとって便利な肘掛けとなる。

20

【0039】

図1に示すように、前記肘掛部14aには、前記外側立上り壁622a及び内側立上り壁623aの上面前端部に、着座した施療者が立ち上がる際、或いは着座する際ににおいて、体重をかけるための手掛け部65aを設けている。すなわち、前記空洞部62aの先端部の上方を塞ぐような形態に手掛け部65aを形成している。

【0040】

また、図17に示すように、前記底面部624aと前記手掛け部65aとの各載置面は異なり、底面部624aよりも手掛け部65aの載置面の方が高い位置に形成されているため、施療者が着座状態から立ち上がろうとして、手掛け部65aを掴む際、既に前腕部は底面部624aから上方へ移動し、また、前記空洞部62aから脱出しているため、図18に示す従来の構成のように、前記内側立上り壁623aによる前腕部内側の摺擦を回避する事ができる。

30

【0041】

さらに、図13に示すように、前記手掛け部65aの下面部及び前記底面部624aの上面部に、前記膨縮袋4aを夫々設けて、手部を上下に挟圧するよう構成する事も可能である。

【0042】

このような、前記前腕部施療機構6aにおける手部に対する上下挟圧動作と、前述したような手部に対する左右からの挟圧動作とを、同時に、または交互に行うことにより、変化に富んだマッサージが可能となる。

40

【0043】

また、図13に示すように、前記底面部624aにおいて、手部に対応した前記左右一対の膨縮袋4aの他にも前腕部に対応した左右一対の前記膨縮袋4aの位置に、適宜前記膨縮袋4aを設ける事ができる。

【0044】

前腕部に対応した前記各左右一対の膨縮袋4aと、それに対応するよう底面部624aに設けられた膨縮袋4aとを、同時に、または交互に行うことにより、変化に富んだマッサージが可能となる。或いは、左右一対の膨縮袋4aを膨張保持させた状態で、底面部624aに設けられた膨縮袋4aを上方へ膨張させる事により、前腕部を安定させた状態で

50

圧迫感のあるマッサージを実施する事ができる。

【0045】

また、図13に示すように、前記空洞部62aにおいて前腕部に対応した前記各膨縮袋4aよりも後方である位置に、前記膨縮袋4aを設けてもよい。この後方の位置に、前腕挿入開口部61aを設けているため、前記内側立上り壁623aは形成されていないが、図8に示すように、前記外側立上り壁622a及び前記底面部624aの二面において、互いに対設するよう膨縮袋4a・4aを設ける事ができる。

【0046】

この場合、図8に示すように、前記外側立上り壁622aの下部において、膨縮袋4aの下部の縁部41aを止着すると共に、前記底面部624aの外側立上り壁622a側に、もう一つの膨縮袋4aの外側立上り壁622a側の縁部41aを止着して構成してもよい。これにより、外側立上り壁622a及び前記底面部624aの二面において、挟圧マッサージを実施する事ができる。

10

【0047】

図13に示す前記前腕部施療機構6aは、前部に口型施療部66a、中部に凹型施療部67a、後部にL型施療部68aを夫々備えた構成にしたものを例示している。すなわち、口型施療部66aは、前記底面部624a、前記外側立上り壁622a及び内側立上り壁623a、手掛け部65aにより口型に囲われた施療部であり、凹型施療部67aは、底面部624aと外側立上り壁622a及び内側立上り壁623aにより凹型に形成する施療部であり、L型施療部68aは、底面部624aと外側立上り壁622aとによりL型に形成する施療部である。

20

【0048】

図14に示す形態は、前部に口型施療部66a、中部にコ型施療部69a、後部にL型施療部68aを夫々備えたものである。該コ型施療部69aは、前記底面部624a、前記外側立上り壁622a、手掛け部65aによりコ型に形成する施療部となる。

30

【0049】

この形態は、特に前腕部の中腹に対する上下方向の挟圧を可能としている。また、手掛け部65aの面積が大きくなるため、施療者が手掛け部65a上面部に手を置いて起立または着座がし易くなる。

【0050】

また、図15に示すのは、前部及び中部に口型施療部66a、後部にL型施療部68aを夫々備えた構成であり、特に前腕部の中腹に対する施療をさらに充実させる形態のものである。

30

【0051】

図9に示すのは、前記口型施療部66aに設けた前記膨縮袋4aの、他の配置形態である。すなわち、下部を底辺とし上部を頂点とする三角型の空洞部62aの内面に夫々膨縮袋4aを設けている。このように構成する事により、図9に示すように手のひらを下にして載置したり、または図10に示すように手部を縦にして載置したりする事ができ、施療者の好みに応じられる。

40

【0052】

または、図11に示すように、前記空洞部62aを口型に形成すると共に、三角型になるよう複数の膨縮袋4aを連結し、膨縮袋4aで形成した三角型の内部に手部や前腕部を挿入する事も可能である。この場合、口型に形成した空洞部62aの内部で、自由に手部や前腕部を回転する事ができ、施療者は好みの姿勢で施療を受ける事ができる。

【0053】

或いは、口型に形成した空洞部62aの内部に、輪型の膨縮袋4aを設けてもよい。該輪型の膨縮袋4aは、図12に示すように手部や前腕部の周部を隈無く挟圧する事ができる。

【0054】

また、図4に示すように、前記肘掛部14aは、椅子本体10aに対して前後方向に移

50

動可能に設けられており、前記背凭れ部 12a のリクライニング角度に応じた所定の移動量を保持しながら前記背凭れ部 12a のリクライニング動作に連動して前記肘掛部 14a が椅子本体 10a に対して前後方向に移動するようにしている。

【0055】

すなわち、前記肘掛部 14a の下部に前後方向に回動するための回動部 141a を設けると共に、肘掛部 14a の後部で回動可能に前記背凭れ部 12a の側部と連結する連結部 142a を設けて構成している。

【0056】

または、図示しないが、前記回動部 141a の代わりに、ガイドレールなどを採用した水平スライド機構を設けて、前記肘掛部 14a 全体が前記背凭れ部 12a のリクライニング動作と連動して、水平にスライド移動するようにしてもよい。

10

【0057】

図 1 に示すように、前記空洞部 62a の先端部には、前腕部施療機構 6a を含めた全マッサージ機構の動作を停止するための安全停止スイッチ 64a を備えている。該安全停止スイッチ 64a を備える事により、例えば、施療者が前記椅子本体 10a から即座に離れて避難する必要が生じるなどの緊急事態において、前記膨縮袋 4a の挾圧により施療者の身体、または手腕や脚などの肢体が拘束されていたとしても、指先で安全停止スイッチ 64a を操作して、直ちに膨縮袋 4a の内部気圧を緩和させて、身体や肢体を離脱する事ができる。

20

【0058】

前記椅子式マッサージ機 1a の操作を行うため、図 1 に示すように、リモートコントローラ等の操作部 5a を前記背凭れ部 12a の左右にある前記各側壁部 2a のうち、片側前方に備えており、該操作部 5a によって、電源の入切、前記施療子機構 3a や前記空気給排装置 42a 及び各前記膨縮袋 4a による施療の種類や強度等の選択、また、前記背凭れ部 12a のリクライニングや前記足載せ部 13a の上下動の調節等、椅子式マッサージ機 1a の全ての機能に対する操作を行うようにしている。尚、操作部 5a の操作は、図示しないが、液晶画面等の操作表示部や操作ボタン、またはダイヤル等の操作指示部等で行うようにしてもよい。

20

【0059】

また、図 16 に示すように、前記空洞部 62a の先端部に、前記操作部 5a とは別に、操作具 51a を取り付けて、操作部 5a で行う操作を該操作具 51a にて行い得るよう構成する事ができる。

30

【0060】

前記操作具 51a は、施療者が手部にて操作し易いレバー 511a 及び実行ボタン 512a を備えたスティック方式のものを採用できる。該レバー 511a は、前後方向または左右方向に動かすか、或いは四方または八方など、周囲に動かす事により、選択操作する事ができる形態のもので、前記操作部 5a の前記液晶画面を確認しながら選択を行い、次いで実行ボタン 512a を押して決定する事ができる。

40

【0061】

尚、前記操作具 51a は、施療者の腕部の長さの違いに対応するため、前後にスライド調節するためのスライド調節手段 513a を備えてもよい。該スライド調節手段 513a は、図示しないが摺動レール及び摺動部材から構成する事ができる。また、必要に応じて、前記操作具 51a に前記安全停止スイッチ 64a を配備してもよい。

【0062】

さらに、前記操作部 5a または前記操作具 51a による前記椅子式マッサージ機 1a の操作に伴う制御は、電子制御であり、また、予めプログラムされたデータに基づく動作や、施療者が任意に入力したプログラムデータに基づいて動作するようにしてもよい。

【0063】

前記椅子式マッサージ機 1a に関しては、これまで主に椅子型のものを示したが、これに限らず、例えば、他に少なくとも施療者の臀部または大腿部が当接する座部と施療者の

50

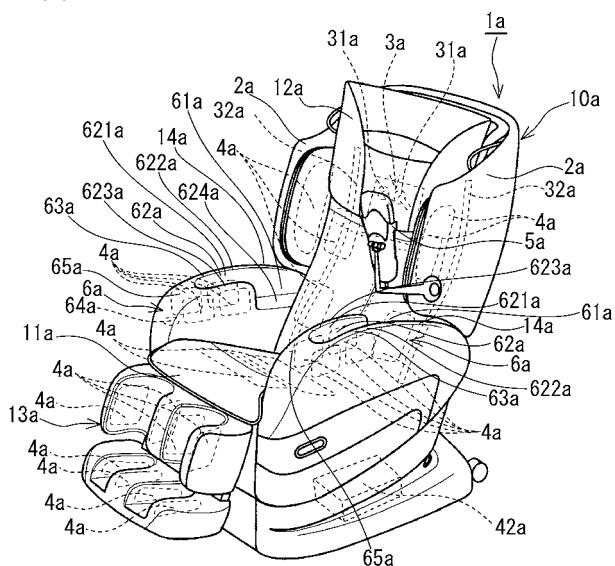
背部が当接する背凭れ部を設けてなるマット型やベッド型にも上記の構成を適用する事ができ、そのような形態の場合は、該背凭れ部または座部の左右両側に、前述した前腕部施療機構 6 a を設けて構成する事ができる。

【符号の説明】

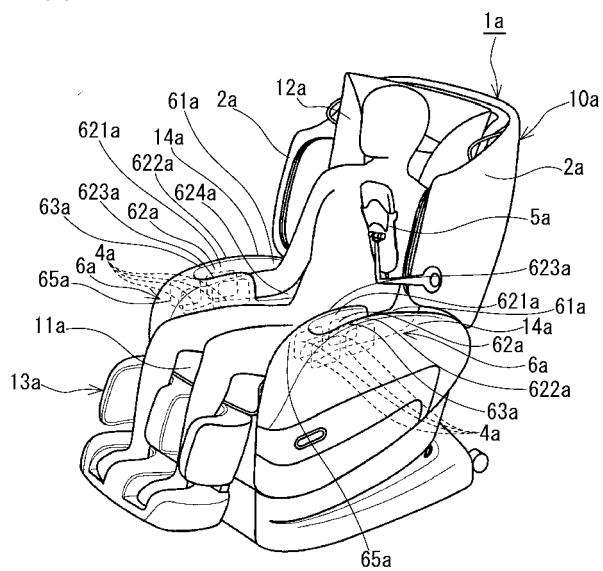
【0 0 6 4】

1 a	椅子式マッサージ機	
1 0 a	椅子本体	
1 1 a	座部	
1 2 a	背凭れ部	10
1 3 a	足載せ部	
1 4 a	肘掛け部	
1 4 1 a	回動部	
1 4 2 a	連結部	
2 a	側壁部	
3 a	施療子機構	
3 1 a	施療子	
3 2 a	ガイドレール	
4 a	膨縮袋	
4 1 a	縁部	
4 2 a	空気給排装置	20
5 a	操作部	
5 1 a	操作具	
5 1 1 a	レバー	
5 1 2 a	実行ボタン	
5 1 3 a	スライド調節手段	
6 a	前腕部施療機構	
6 1 a	前腕挿入開口部	
6 2 a	空洞部	
6 2 1 a	内部壁面	
6 2 2 a	外側立上り壁	30
6 2 3 a	内側立上り壁	
6 2 4 a	底面部	
6 3 a	載置面	
6 4 a	安全停止スイッチ	
6 5 a	手掛け部	
6 6 a	口型施療部	
6 7 a	凹型施療部	
6 8 a	L型施療部	
6 9 a	コ型施療部	

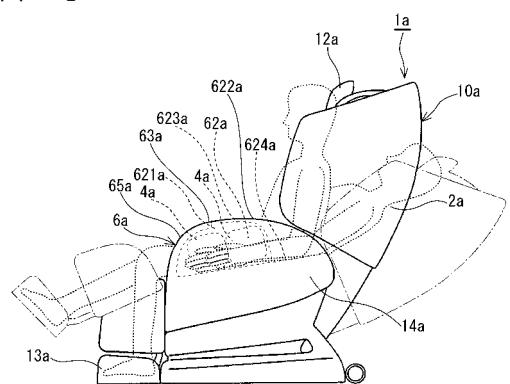
【図1】



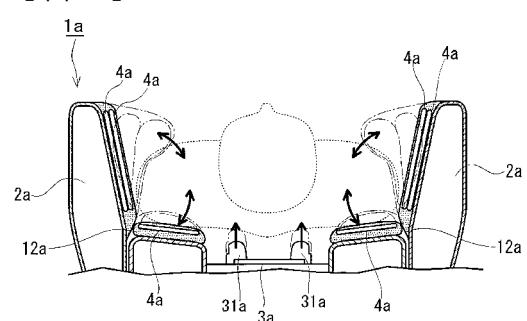
【図2】



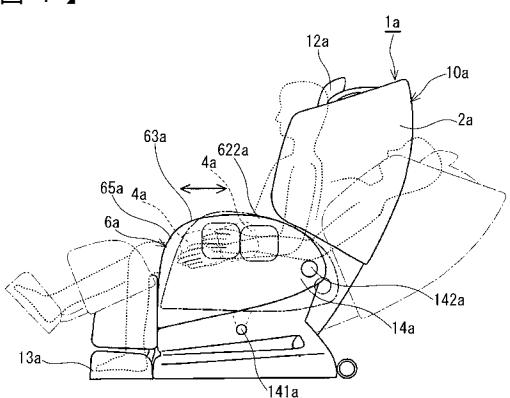
【図3】



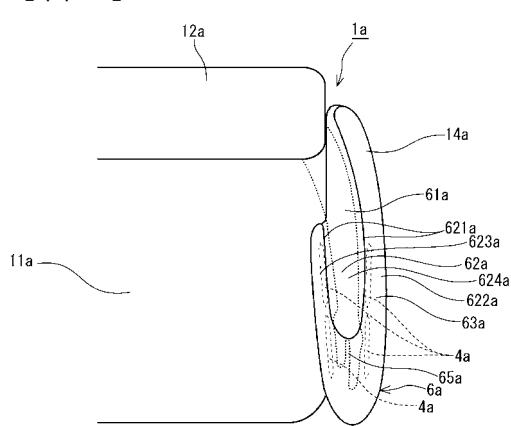
【図5】



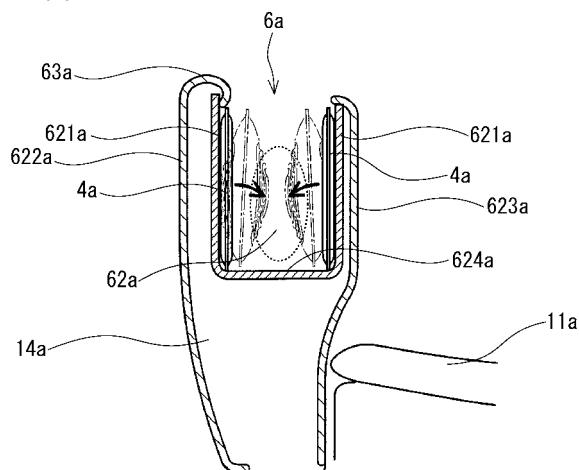
【図4】



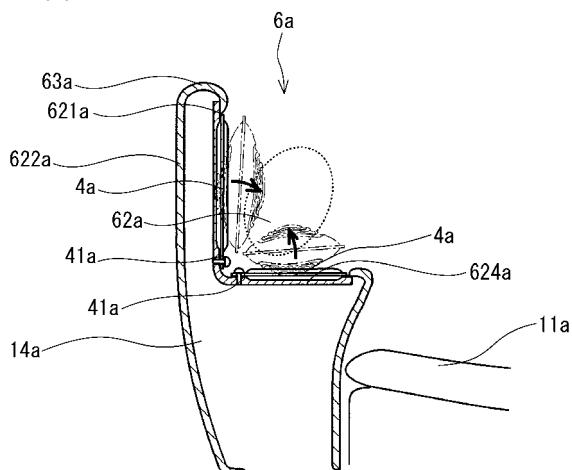
【図6】



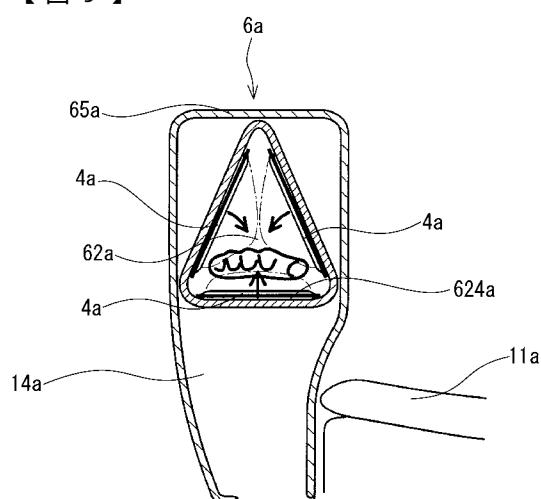
【図 7】



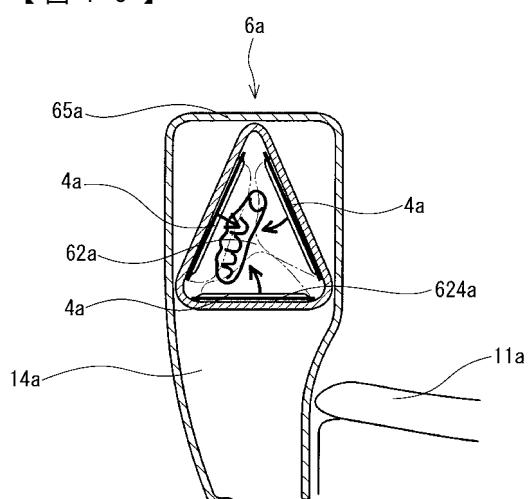
【図 8】



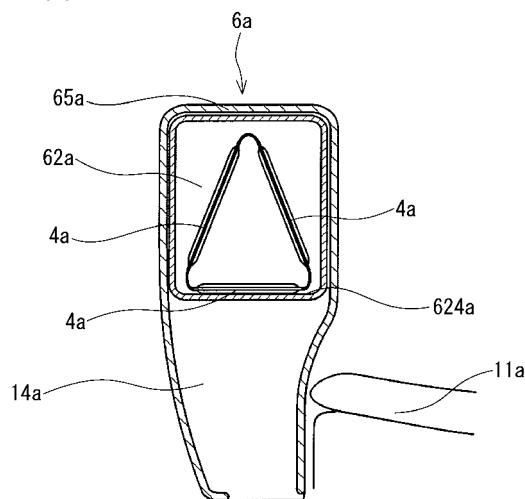
【図 9】



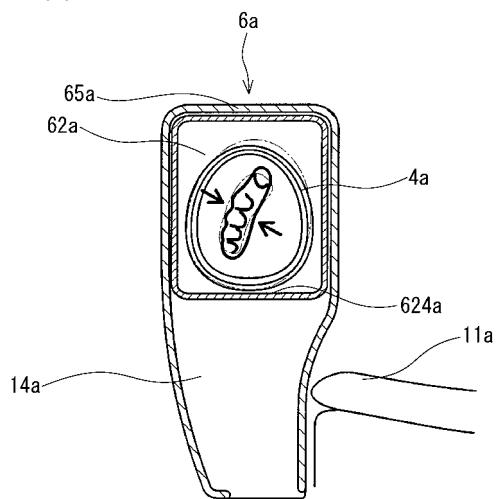
【図 10】



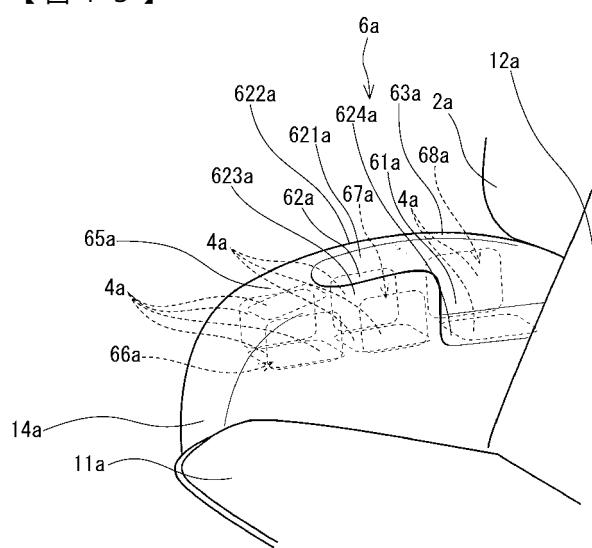
【図 1 1】



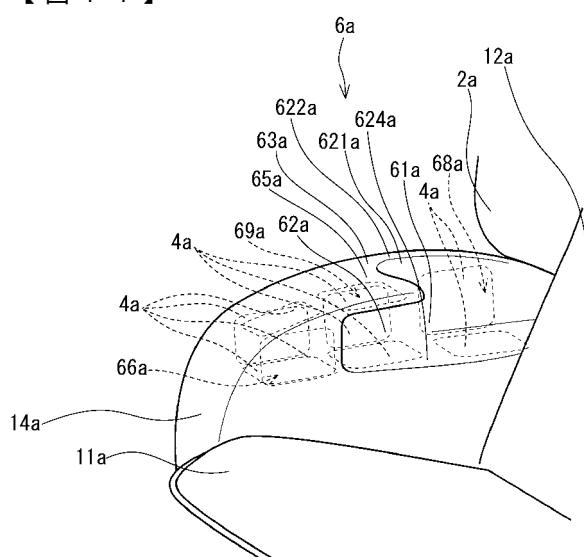
【図 1 2】



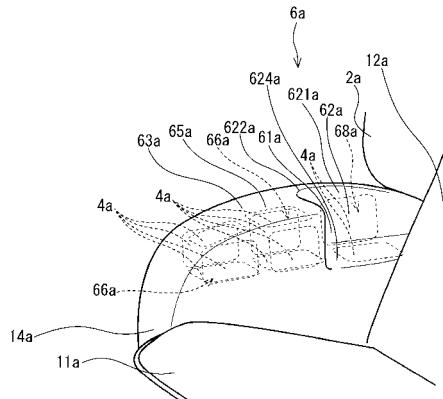
【図 1 3】



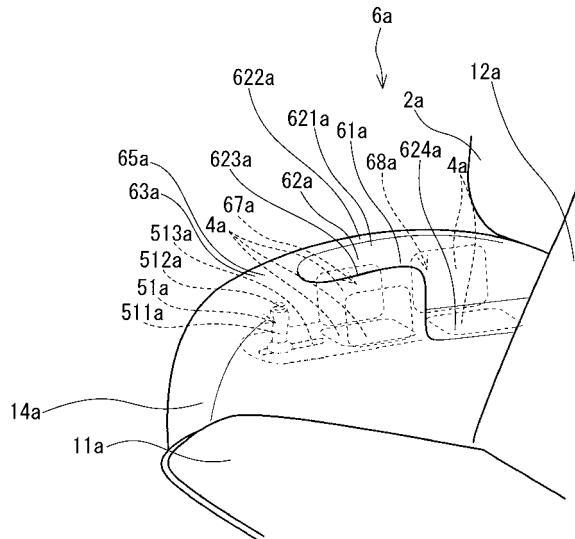
【図 1 4】



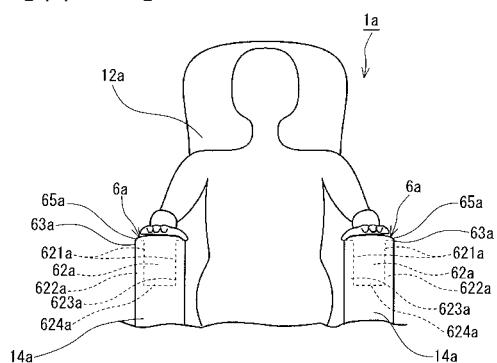
【図 1 5】



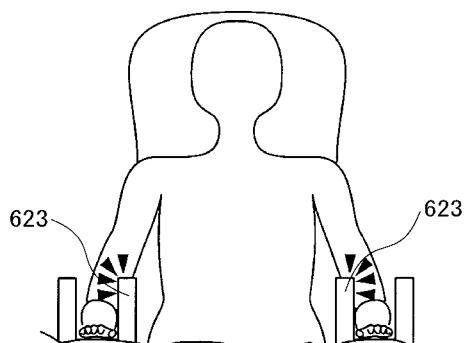
【図 1 6】



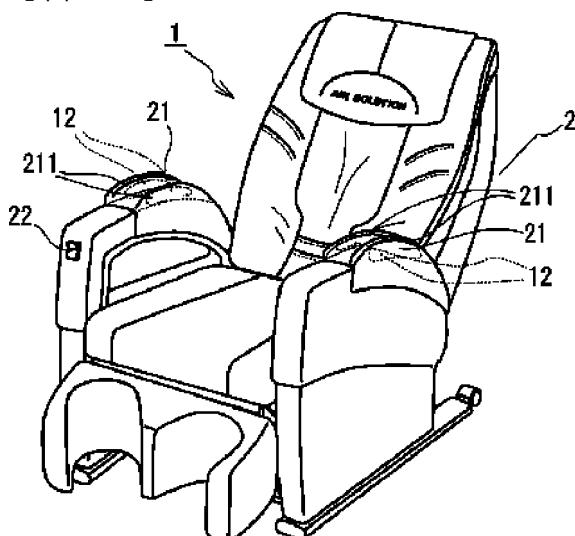
【図 1 7】



【図 1 8】



【図 1 9】



【図 20】

